

2018年11月8日

消費者庁食品表示企画課 御中

公益社団法人消費者関連専門家会議 (ACAP)



新たな遺伝子組換え表示制度に係る食品表示基準一部改正(案)について

1. 総論

遺伝子組換え表示は消費者の商品選択のために必要な表示であるが、消費者にとってのわかりやすさと安全性に対する正しい理解、及び事業者の負担増との適切なバランスを考慮して進めることが肝要であると考えます。不検出の基準の明確化、事業者にとっての準備期間、商品価格の上昇、などの課題や懸念もある。消費者、事業者双方の意見を十分聞いたうえで検討を継続していただきたい。

2. 各論

(1) 「遺伝子組換え農産物が不検出」の基準の明確化

「新たな遺伝子組換え表示制度に係る内閣府令一部改正案の考え方」の「遺伝子組換え表示制度改正案の概要」には、「遺伝子組換え農産物が不検出の場合には『遺伝子組換えでない』旨の表示を認める」とあるが、不検出の基準を明確にするようにしていただきたい。

検査機関によって分析結果にばらつきが生じたり、放射性物質のように検査機器や検査方法によって検出限界値が異なったりすると、消費者が混乱することが懸念される。

また、基準作成にあたっては、中小規模の事業者にとって過度な負担にならないように配慮していただきたい。

更に、補足資料(P9)においては、「第三者分析機関や自社で行った分析の結果問題がない場合であっても、行政が行う科学的検証において、使用する原料農作物に遺伝子組換え農産物が含まれることが確認された場合、『遺伝子組換えでない』という表示は、不適正な表示となります。」とあるが、「行政が行う科学的検証」の方法について明確に開示するようにしていただきたい。

(2) 消費者への啓発・理解促進

「新たな遺伝子組換え表示制度に係る内閣府令一部改正案の考え方」の「遺伝子組換え表示制度改正に係る表示切替期間の考え方」には、「消費者への周知活動」に触れられているが、「不分別」「分別管理」の意味が、まだ消費者に十分に理解されていないのが現状である。

行政が主体となり、消費者に対して表示制度や用語の理解促進や、安全性の周知を図るなど、丁寧な消費者啓発を行っていただきたい。

(3) 事業者の準備期間への配慮

「新たな遺伝子組換え表示制度に係る内閣府令一部改正案の考え方」の「遺伝子組換え表示制度改正に係る表示切替期間の考え方」には、「表示切替期間の検討に当たって考慮すべき事情」が記載されているが、事業者にとって、検査や表示切替による作業や負担が生じること、製品や包材の在庫があること、賞味期限の長い製品があること、消費者からの問い合わせの増加が見込まれることなどを踏まえ、十分な準備が可能となるよう経過措置期間について再度慎重に検討していただきたい。

(4) 商品価格上昇の懸念

「遺伝子組み換えでない」の基準が厳しくなったこと、遺伝子組換えや不分別の農作物に対し不安を覚える消費者がいることなどから、事業者の検査コストの増大や、事業者が不分別農作物を避け、非遺伝子組換え農作物の原料調達に集中する可能性が予測され、結果として原料価格の高騰、ひいては商品価格の高騰につながる懸念される。

以上

団体名	公益社団法人 消費者関連専門家会議 (ACAP)
住所	〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5階
電話番号	03-3353-4999
E-mail	acap@acap.jp